**第一・九条**　他の協定との関係

1　両締約国間の現行の協定は、この協定によって代替され、又は終了されない。

2　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、世界貿易機関設立協定に基づく義務に反する態様で行動することを要求するものではない。

3　この協定と両締約国が締結している協定（世界貿易機関設立協定を除く。）とが抵触する場合には、両締約国は、相互に満足すべき解決を得るため、直ちに相互に協議する。

4　この協定において国際協定（注）の全部又は一部が引用され、又は組み込まれている場合には、当該国際協定には、当該国際協定の改正又は当該国際協定を承継する協定であって、この協定の署名の日以後に両締約国について効力を生ずるものが含まれるものと了解する。当該国際協定の改正又は当該国際協定を承継する協定の結果、この協定の実施又は適用について問題が生ずる場合において、いずれかの締約国の要請があったときは、両締約国は、当該問題について相互に満足すべき解決を得るため、必要に応じて相互に協議することができる。

注　この協定において引用され、又は組み込まれている国際協定には、この協定の署名の日前に両締約国について効力を生じている直近の改正を含むものと了解する。

5(a)　この協定は、この協定と二千二十年一月二十四日にロンドン及びブリュッセルで署名されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の欧州連合及び欧州原子力共同体からの脱退に関する協定のアイルランド及び北アイルランドに関する議定書とが抵触する場合には、一方の締約国がこの協定に基づく義務に適合しない特定の措置であってこの協定と当該議定書との抵触に関するものをとることを妨げるものではない。ただし、当該措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(b)　(a)の場合において、一方の締約国は、(a)に規定する措置を他方の締約国に通報し、及び他方の締約国の要請があったときは、当該措置に関する補足的な情報又は明確な説明を速やかに提供する。両締約国は、いずれかの締約国の要請があった場合には、当該措置がこの協定に及ぼす影響について協議を行い、及び相互に受け入れることができる解決を求める。

**第二章**　物品の貿易

**第A節**　一般規定

**第二・一条**　目的

この章の規定は、この協定に従って、両締約国間の物品の貿易を円滑にし、及び物品の貿易を漸進的に自由化することを目的とする。

**第二・二条**　適用範囲

この章の規定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、両締約国間の物品の貿易について適用する。

**第二・三条**　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「輸出許可手続」とは、輸出許可制度を運用するために締約国が用いる行政上の手続（許可というかどうかを問わない。）であって、当該締約国からの輸出に先立ち関係行政機関に対して申請書その他の書類（税関手続のためのものを除く。）の提出を要求するものをいう。

(b)　「非自動輸出入許可手続」とは、許可手続の対象とされる産品に係る輸出入業務を行うための許可手続であって、許可の申請に対する承認が締約国が定める要件を満たす者の全てに対して与えられるものではないものをいう。

(c)　「原産」とは、次章の規定に従って締約国の原産品とされることをいう。

**第二・四条**　関税

1　各締約国は、第二・八条1の規定に従って、関税を引き下げ、又は撤廃する。この章の規定の適用上、「関税」とは、産品の輸入に際して又は産品の輸入に関連して課される税その他あらゆる種類の課徴金（産品の輸入に際して又は産品の輸入に関連して課されるあらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、次のものを含まない。

(a)　千九百九十四年のガット第三条の規定に従って課される内国税に相当する課徴金

(b)　千九百九十四年のガット第六条及び第十九条の規定、ダンピング防止協定、補助金及び相殺措置に関する協定、セーフガード協定並びに紛争解決了解第二十二条の規定に従って課される税

(c)　第二・十六条の規定に従って課される手数料その他課徴金

**第二・五条**　農業セーフガード

1　一方の締約国の原産品とされる農産品（以下「原産農産品」という。）は、農業協定の下でとられる特別セーフガード措置に基づき他方の締約国により課される税の対象とならない。

2　この協定の下での原産農産品に対しては、附属書二―A第三編第C節の規定に従って農産品セーフガード措置をとることができる。

**第B節**　内国民待遇及び物品の市場アクセス

**第二・六条**　物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

**第二・七条**　内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

**第二・八条**　輸入関税の引下げ及び撤廃

1　一方の締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、附属書二―Aの規定に従って、他方の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃する。

2　一方の締約国は、実行最恵国税率を引き下げる場合において、引下げ後の実行最恵国税率が附属書二―Aの規定に従って計算される他方の締約国の原産品に関する関税率を下回るときに限り、当該実行最恵国税率を当該原産品について適用する。

3(a)　附属書二―A第二編第B節の英国の表及び同附属書第三編第D節の日本国の表の「注釈」欄に「S」を掲げる品目に分類される締約国の原産品の取扱いは、この協定の効力発生の日の属する年の後五年目の年又は両締約国が別段の合意をする場合にはその年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。当該見直しは、例えば、より迅速な関税の引下げ又は撤廃、入札手続の簡素化、同附属書第三編第B節に定める制度の仕組み及び運用の改善、調整金に関する問題への対処等の措置を通じて、市場アクセスの条件を改善する観点から行われる。

(b)　両締約国は、この協定の効力発生の日の属する年の後五年目の年において、例えば、より迅速な関税の引下げ又は撤廃、入札手続の簡素化、附属書二―A第三編第B節に定める制度の仕組み及び運用の改善、調整金に関する問題への対処等の措置を通じて、市場アクセスの条件を改善する観点から、原産農産品（(a)の規定の対象となる原産農産品を除く。）の取扱いの見直しを開始する。

4　一方の締約国が、3(a)の規定の適用の対象となる産品に関する国際協定に基づき、第三国に対し、この協定に基づいて行われる関税の引下げよりも大幅若しくは迅速な関税の引下げを行う場合又はこの協定に基づいて与えられる割当てよりも大きな割当て若しくはこの協定に基づいて与えられる他の待遇よりも有利な待遇を与える場合において、当該引下げ、当該割当て又は当該待遇が英国又は日本国の当該産品の市場における均衡に影響を及ぼすときは、両締約国は、他方の締約国が少なくとも当該第三国と同等の特恵を得ることを確保することを目的として、英国又は日本国と当該第三国との間の当該国際協定の効力発生の日から三箇月以内に見直しを開始し、同日から六箇月以内に結論を得ることを目指して当該見直しを行う。